

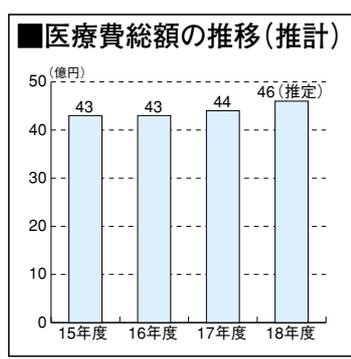
平成
18年度

国民健康保険税の 税率が決定しました

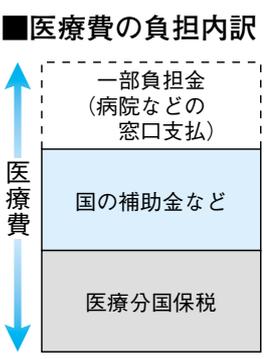


国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や介護保険の介護サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。平成18年度の国民健康保険税の税率が決まりましたのでお知らせします。

《問合せ》
 ◎医療・給付に関すること 市民課国保医療係
 ◎申告・課税に関すること 税務課市民税係
 ◎納付方法に関すること 税務課収税係
 または、各総合支所市民生活課



平成18年度も医療費総額が増加する見込みです。この推定額をもとに今年度の国保税額を試算した結果、下表のとおり税率を改正しました。
 なお、今年度も昨年度に引き続き、不均一課税(※注1)



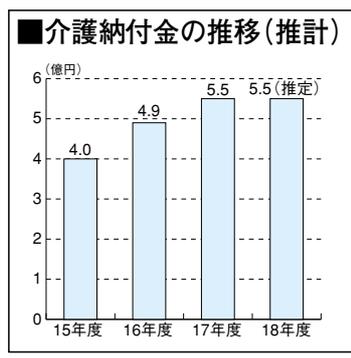
医療分は、医療費の総額から、病院などで支払う一部負担金と国などの補助金を差し引いた額を負担していただきます。

●医療分
 1年間に予想される医療費の総額から算定されます

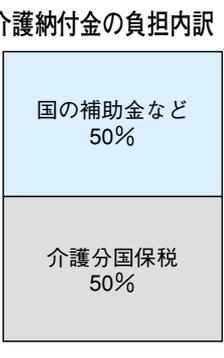
■医療分の税率(平成18年度)

税率の区分	豊岡	城崎	竹野・但東	日高	出石
所得割(所得に応じて)	7.08%	6.02%	5.31%	5.67%	6.73%
資産割(固定資産税に応じて)	29.23%	24.85%	21.93%	23.39%	27.77%
均等割(被保険者数に応じて)	27,300円	23,205円	20,475円	21,840円	25,935円
平等割(1世帯につき)	23,300円	19,805円	17,475円	18,640円	22,135円
最高限度額	530,000円				
※不均一課税(減額率)	なし	15%	25%	20%	5%

により旧市町域ごとに税率を決めています。
 ※注1 市町合併に伴う国保額の激変緩和措置として、3年間(平成17年度～平成19年度)導入する税。旧市町の基金などの持ち寄り額により地域ごとに税率を決める。旧豊岡市を基準に5パーセント



平成18年度の介護事業は、介護給付費に加えて地域支援事業(介護予防事業)が新設されます。これに伴い、最高限度額を現行の8万円から9万円に改正しました。



介護分は、国の定める介護納付金額から国庫支出金などを差し引いた額を負担していただきます。

●介護分
 国の毎年定める介護納付金の額により決定します

刻みで引き下げる。上限は30パーセント。

■経過措置

《所得割算定》
 年金収入—公的年金等控除—公的年金等特別控除(平成18年度13万円・平成19年度7万円)
 《軽減判定所得割算定》
 年金収入—公的年金等控除—特別控除(15万円)—公的年金等特別控除(平成18年度13万円・平成19年度7万円)
 ※対象者は平成17年度分の市民税において公的年金等控除または高齢者控除の適用があった方(昭和15年1月2日以前生まれ)。

平成18年度税制改正による公的年金等控除の見直しなどに伴い、国保税負担の増加に配慮するため、次のとおり経過措置を行います。

公的年金等控除の見直し
 などに伴う経過措置

■介護分の税率(平成18年度)

※40歳以上65歳未満の方

税率の区分	豊岡市全 域
所得割(所得に応じて)	2.05%
資産割(固定資産税に応じて)	12.47%
均等割(被保険者数に応じて)	11,200円
平等割(1世帯につき)	6,500円
最高限度額	90,000円

所得の申告について

国民健康保険に加入している方は、所得の有無にかかわらず、申告してください。

国保税には軽減・減免制度があります

軽減制度について

平成17年中の所得金額（世帯主と被保険者の合計所得）により、国保税の軽減制度があります。左記のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。

■平成17年中の総所得金額（世帯主と被保険者の合計）が下記の金額以下の世帯

7割軽減	33万円 ※申請がなくても当初から軽減
5割軽減	33万円＋(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円 ※申請がなくても当初から軽減
2割軽減	33万円＋(被保険者数)×35万円 ※申請書の提出が必要（該当世帯には申請書を送付）

■減免制度について

災害、その他特別の事情により、国保税を納めることが困難となった場合には、その程度により国保税の一部が減

免される場合があります。詳しくは税務課市民税係まで問い合わせください。

納付は安心・便利な

口座振替で

国保税は、年9回で納付していただきます。納付については、口座振替がともにも便利です。振替の手続きは、預貯金通帳・届出印を持参して、金融機関・郵便局で申し込みください。

■平成18年度の納期

月	納期	納期限
7月	1期	7月31日
8月	2期	8月31日
9月	3期	10月2日
10月	4期	10月31日
11月	5期	11月30日
12月	6期	12月25日
1月	7期	1月31日
2月	8期	2月28日
3月	9期	4月2日

国保税を長い間滞納すると...

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」を交付することになり、医療費などがいったん全額自己負担となります。納付が困難な方は早めに税務課収税係まで相談ください。

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ 新しい受給者証を郵送します

市が発行している「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方に、8月1日（火）から有効の新しい受給者証を、7月下旬に郵送します。有効期限の切れた受給者証は使用できませんのでご注意ください。

▼対象者

昭和7年10月1日から昭和11年7月1日までに生まれた方で、国民健康保険に加入し、老人保健法による医療受給者証をお持ちでない方

▼問合せ

市民課国保医療係または各総合支所市民生活課

※医療費制度の改正などに伴い、自己負担割合・自己負担限度額が変わります。詳しくは、8〜9ページ掲載の「老人保健法による医療受給者の患者負担がかわります」を参照ください。



国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

有効期限は7月31日(月)です

市が発行している「国民健康保険標準負担額減額認定証」（入院時の食事代を負担軽減する証）と「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」（入院時の食事代と一部負担金を負担軽減する証）の有効期限は7月31日（月）です。

引き続き認定証を必要とする方や、新たに認定証を必要とする方は申請してください。

なお、申請した月の初日から有効の認定証を交付しますので、8月以降に申請してください。

▼対象者

①国民健康保険標準負担額減額認定証

70歳未満の国民健康保険被保険者で、老人保健法による医療受給者証をお持ちでない方で、国民健康保険の世帯主を含む国民健康保険被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方

②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

▼申請に必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証
- ②印鑑
- ③減額認定証（所持者のみ）
- ④国民健康保険高齢受給者証（所持者のみ）

※過去1年間に入院日数が90日を超える方は、減額認定証に該当日を書き入れますので、入院日数が90日を超えたことわかる医療機関の領収書を提出してください。

▼申請・問合せ

市民課国保医療係または各総合支所市民生活課

